



2022年1月14日

各 位

会社名 株式会社フィル・カンパニー  
代表者名 代表取締役社長 能美 裕一  
(コード番号：3267 東証第一部)  
問合せ先 取締役経営管理本部長 西村 洋介  
(TEL：03-5275-1701)

監査等委員会設置会社への移行、本店移転、定款の一部変更及び  
監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年2月22日開催予定の第17期定時株主総会での承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行すること、及び本店移転を行うことを決議いたしました。これに伴い、同定時株主総会に付議する定款の一部変更及び監査等委員会設置会社への移行後の取締役候補者を併せて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を一層強化することでコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るとともに、権限委任による意思決定と業務執行を迅速化し、持続的な企業価値の向上を目指すことを目的としております。

(2) 移行の時期

2022年2月22日開催予定の当社第17期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 本店移転について

(1) 移転の理由

当社が新たに企画した空中店舗フィル・パークへ移転することで、人員の増加に伴うスペースを確保するとともに、モデルルーム機能も備えることで営業力の強化を図るため、本店を東京都千代田区から東京都中央区へ移転するものであります。

(2) 本店移転の時期

2022年12月29日までに開催される取締役会において決定する予定です。

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

- ①監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会及び監査役に関する規定の削除を行うとともに、取締役への権限委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。
- ②現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店の所在地を「東京都千代田区」から「東京都中央区」に変更するものであります。

③資本政策及び配当政策の実施を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨、その他所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 変更日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年2月22日(予定)

定款変更の効力発生日 上記3.(1)①及び③ 2022年2月22日(予定)

上記3.(1)② 2022年12月29日までに開催される取締役会において決定する本店移転日

4. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

(1) 取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者

(2022年2月22日開催予定の第17期定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
能美 裕一	代表取締役社長	同左
高野 隆	取締役	同左
肥塚 昌隆	取締役 企画開発本部 本部長	同左
西村 洋介	取締役 経営管理本部 本部長	同左
小豆澤 信也	取締役 戦略事業本部 本部長	同左
福嶋 宏聡	取締役 企画開発本部 部長	同左
吉水 将浩	取締役 人事本部 本部長	(新任)
大津 武	取締役(社外)	同左
佐藤 孝幸	取締役(社外)	同左

(ご参考)

新任取締役候補者の略歴等

氏名	略歴および重要な兼職の状況		所有する当社株式の数
よし みず まさ ひろ 吉水 将浩 (1983年2月23日生)	2007年7月	アシュランドジャパン株式会社(現ASKケミカルズジャパン株式会社)入社	12,700株
2013年1月	当社入社 企画開発部		
2020年4月 2021年1月	当社社長室 室長 兼 新卒教育長 株式会社プレミアムガレージハウス取締役就任(現任)		
2021年6月	当社人事本部 本部長 兼 新卒教育長		

(2) 監査等委員である取締役候補者

(2022年2月22日開催予定の第17期定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
金子 麻理	取締役 監査等委員(常勤)	常勤監査役
川野 恭	取締役 監査等委員(社外)	監査役
西野 比呂子	取締役 監査等委員(社外)	監査役

以上

定款変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (条文省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本社を東京都千代田区に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>9名以内とする。</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本社を東京都<u>中央区</u>に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第10条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>10名以内とする。</u></p>

<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="margin-left: 40px;">2 (条文省略)</p> <p style="margin-left: 40px;">3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="margin-left: 40px;">2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p style="margin-left: 40px;">2 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>定める</u>ことができる。</p>	<p style="margin-left: 40px;">2 <u>当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 18 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p style="margin-left: 40px;">2 (現行どおり)</p> <p style="margin-left: 40px;">3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 19 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="margin-left: 40px;">2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="margin-left: 40px;">3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="margin-left: 40px;">4 <u>会社法第 3 2 9 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 20 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p style="margin-left: 40px;">2 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定する</u>ことができる。</p>
--	---

<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
--	--

第 27 条 (条文省略)

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 28 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める

第 27 条 (現行どおり)

第 5 章 監査等委員会

(削除)

(削除)

(削除)

(常勤の監査等委員)

第 28 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 29 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会におい

<p style="text-align: center;"><u>監査役会規程による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によ</u> <u>って定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 35 条 <u>当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規</u> <u>定により、取締役会の決議によって、任</u> <u>務を怠ったことによる監査役（監査役</u> <u>であったものを含む）の損害賠償責任</u> <u>を法令の限度において免除することが</u> <u>できる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の</u> <u>規定により、監査役との間に、任務を怠</u> <u>ったことによる損害賠償責任を限定す</u> <u>る契約を締結することができる。ただ</u> <u>し、当該契約に基づく責任の限度額は、</u> <u>法令の定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>第 36 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 37 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の 配当をすることができる。</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第 38 条 <u>当社は、取締役会の決議によって毎年</u> <u>5 月 3 1 日を基準日として、中間配当</u></p>	<p style="text-align: center;">て定める<u>監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第 32 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 4 5</u> <u>9 条第 1 項各号に定める事項について</u> <u>は、法令に別段の定めがある場合を除</u> <u>き、取締役会の決議によって定めるこ</u> <u>とができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 33 条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 5</u> <u>月 31 日とする。</u></p> <p>3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金 の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
--	---

<p style="text-align: center;"><u>をすることができる。</u></p> <p>第 39 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第 34 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、第 17 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、第 17 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。</p> <p style="text-align: center;"><u>(本店の所在地の変更に関する経過措置)</u></p> <p>第 2 条 第 3 条 (本店の所在地) の変更は、2022 年 12 月 29 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生じるものとする。なお、本附則第 2 条は、本店移転効力発生日経過後、これを削除する。</p>
---	--

以上